

令和元年第4回太子町議会定例会（第481回町議会）会議録（第6日）

令和元年9月24日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第48号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 3 議案第56号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 4 議案第45号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第50号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第52号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第55号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 9 認定第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(平成30年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 10 認定第2号 平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第3号 平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第4号 平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第5号 平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 14 認定第6号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 15 認定第7号 平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第48号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 3 議案第56号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 4 議案第45号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第50号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第52号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第55号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

(以上 5 件、福祉文教常任委員会委員長報告)

- 9 認定第 1 号 平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(平成30年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 10 認定第 2 号 平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第 3 号 平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第 4 号 平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第 5 号 平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上 4 件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 14 認定第 6 号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 15 認定第 7 号 平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
(以上 2 件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	松 浦 崇 志	2 番	出 原 賢 治
3 番	森 田 哲 夫	4 番	吉 田 正 之
5 番	長谷川 正 信	6 番	玉 田 正 典
7 番	上 山 隆 弘	8 番	中 薮 清 志
9 番	首 藤 佳 隆	10 番	福 井 輝 昭
11 番	清 原 良 典	12 番	中 島 貞 次
13 番	井 村 淳 子	14 番	堀 卓 史
15 番	藤 澤 元之介		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	大 谷 員 代	書 記	森 文 彰
書 記	三 井 和 代		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	副 町 長	名 倉 嗣 朗
教 育 長	沖 汐 守 彦	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	木 村 和 義	経 済 建 設 部 長	八 幡 充 治
教 育 次 長	栄 藤 雅 雄	財 政 課 長	嶋 津 一 弥

(開議 午前10時00分)

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和元年第 4 回太子町議会定例会第 6 日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第 4 回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

⑥働き方が変わり、社会保険等への加入で扶養の範囲を超えれば働き方を考え直し、結果として嘱託職員に不足ができるのではとの質疑に、時間数によっては扶養の範囲を超えるおそれもあるため、円滑な業務運営が行えることを前提とした上で、現場の意見も聞き、ニーズに合った働き方を構築する必要があるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、委員会審査報告。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第56号。付託年月日、令和元年9月4日。件名、太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年9月5日木曜日午前10時から午後0時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①このたびの更新制が導入されたのはとの質疑に、これまで指定の有効期限がなかったため、廃止、休止等の実態把握が困難であったり、無届け工事や不良工事の発生等、制度の改善が必要とされたりしたことから、業者の資質を継続して保持するという趣旨で水道法が改正されたとの答弁があった。

②届け出業者の中には太子町以外の業者もいるが、一斉に更新手续をするのかとの質疑に、全国的なことで、指定を受けた年度により有効期間（更新をかける期間）を割り振り、古いところから順次更新をする形で、5年間でほぼ更新するとの答弁があった。

③更新手数料を2万円にした経緯はとの質疑に、新規指定と同額であり、新規と更新で書類審査等の作業に大きな違いがないことから、近隣自治体の状況も踏まえてそのようにしているとの答弁があった。

④無届け工事や不良工事等を行った業者に罰則はあるのかとの質疑に、書類を出さずにやってしまった場合は5万円の過料ということが定められているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第48号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第56号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第45号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第50号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第52号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第55号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第4、議案第45号太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第55号太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案5件については、所管の福祉文教常任委員会に付託し、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、当委員会に付託されました議案5件につきまして、委員会審査報告書に従いまして報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第45号。付託年月日、令和元年9月4日。件名、太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年9月6日金曜日午前10時から午後2時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①町長が特定個人情報を提供できるとはとの質疑に、預かり保育事業の認定手続の際に、申請する保護者及び申請に係る小学校就学前の子供について町長が教育委員会に特定個人情報を提供できることであるとの答弁があった。

②「子育てのための施設等利用給付」の文言追加とはとの質疑に、無償化実施に伴い預かり保育は1日450円を限度に無償化になる。また副食費免除の認定手続に個人番号の利用を可能とするためであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第50号。付託年月日、令和元年9月4日。件名、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年9月6日金曜日午前10時から午後2時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①今年度の待機児童数と年齢別の人数はとの質疑に、9月1日現在19名である、ゼロ歳児2名、1歳児7名、2歳児7名、3歳児3名、合計19名であるとの答弁があった。

②就学前児童、4、5歳児で幼稚園や保育園等に通っていない子供の人数はとの質疑に、認可施設、一部認可外施設で把握している範囲で4歳児4名、5歳児15名であるとの答弁があった。

③無償化に伴い、今後施設に入れたいと考える保護者が増えると思うが、そのときに定員オーバーになる等の傾向はどう予測しているのかとの質疑に、新年度からの入園希望者は把握していない、無償化によりどれだけ希望者が増えるのかは把握していないとの答弁があった。

④保育所や認定こども園は保護者の就労条件があるが、この条件は緩和されているのかとの質疑に、緩和はしていない、基本的には月64時間以上、就労しているのがその要件に当てはまるとの答弁があった。

⑤無償化により、希望人数の増加で保育士の不足により人材確保が難しいがとの質疑に、保育士の確保は公立私立を問わず課題となっている、今後働きたい人のニーズに合わせた短時間勤務等、勤務時間を考慮して募集等を行っていききたいとの答弁があった。

⑥保育所の副食費の現状と金額はとの質疑に、1号認定の子供は主食、副食を含めて実費徴収である、2号認定の子供は主食が実費で、副食費は保育料に含まれている、3号認定の子供は主

食、副食とも保育料に含まれているとの答弁があった。

⑦1号認定の子供は幼稚園の子供と一緒に、給食費は3,900円と理解してよいかとの質疑に、斑鳩保育所は1号認定の子供がいない、認定こども園でそれぞれの園が独自に決めているので統一的な料金になっていないとの答弁があった。

⑧条例改正により副食費が4,500円になるが、現在3,900円なのだから600円の値上げになるがとの質疑に、国が4,500円との基準を示し、各自治体で設定することになっているとの答弁があった。

⑨給食センターで調理すれば3,900円で安くなるがとの質疑に、保育所、認定こども園は自園調理が基本であるとの答弁があった。

⑩年収360万円未満の世帯と第3子以降の子供は給食費が免除されるが、その割合はとの質疑に、まだ判定ができていないので全体の人数はわからないが、斑鳩保育所は3歳から5歳で副食費を徴収する人は59名、徴収しない人は11名であるとの答弁があった。

⑪太子町として副食費の無償化は考えていないのかとの質疑に、仮の試算として検討している、斑鳩保育所の無償化は約320万円が町の負担になる、町内全ての子供を無償化にするには、これの約10倍の費用負担になるとの答弁があった。

⑫条例改正による町への影響と対応、また保護者や子供たち、保育園側への影響はどう考えているのかとの質疑に、今回の無償化により保育所や認定こども園の入園申込者の増加、認可外保育施設や企業主導型保育施設の一時預かり、1号認定の子供の預かり保育も一部無償化になるので利用してもらいたい、幼稚園の3歳児保育の拡充や幼稚園の預かり保育も一部無償化の対象になる、また働き方による利用方法等の情報を提供していきたいとの答弁があった。

⑬担当課として就学前の子供たちへの取り組みはどうかとの質疑に、子育て世代の住民を支援していく流れを継続していく、可能な限りその保育施設を利用できるような環境をつくっていくとの答弁があった。

⑭子ども子育てについて所管に違いがあり、わかりにくい、やりにくい部分があると思うがとの質疑に、町として以前から検討しているが、子ども子育てについて住民から見てもわかりやすい組織をつくっていくという方向で考えていきたいとの答弁があった。

⑮今回の条例改正により、保護者や子供たちに対して抜け漏れや不利益等のないように、また行政側としてサービスの低下があってはならないと思うがその辺の対応はとの質疑に、ミスのない体制をつくるため、10月の無償化に向け、認可保育園6園で説明会を8月末実施、認可外保育所も8月21日に実施した、保護者にも必要書類の案内を行った、サービスの低下や余分に料金を徴収することにならないようにとの説明を行ったとの答弁があった。

⑯サービスの低下等がないようにするチェックやケアはとの質疑に、利用者の不便にならないように担当課としてもしっかり検討、運営していきたいとの答弁があった。

⑰国で無償化に関する条文に誤りがあったと報道があり、国民への影響はないと言っているが、この条例は大丈夫なのかとの質疑に、内閣府令をもとに作成しているので、今後また改正、上程が必要になるが、実務に影響はないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第51号。付託年月日、令和元年9月4日。件名、太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定につ

いて。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年9月6日金曜日午前10時から午後2時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①食事の費用について、斑鳩保育所は4,500円だが、認定こども園はどうかとの質疑に、それぞれの事業所の判断で徴収額が決まるとの答弁があった。

②町ホームページではその辺のことが不明瞭であるがとの質疑に、このたびの条例改正が可決された後、ホームページにアップし、認定こども園の情報は判明次第掲載するとの答弁があった。

③令和元年度は国の補助があるので町負担はないが、次年度以降はどうかとの質疑に、令和2年度以降は国は2分の1、県と市町が4分の1の負担割合であり、公立保育所等は自治体の全額負担であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第52号。付託年月日、令和元年9月4日。件名、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年9月6日金曜日午前10時から午後2時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①旧氏使用の実例は太子町ではあったのかとの質疑に、知る限りではそのような事例はないとの答弁があった。

②条例改正後の印鑑登録の旧氏併記の使用はあると思うかとの質疑に、現時点ではわからないとの答弁があった。

③旧氏併記はどのような場合を想定しているのかとの質疑に、国が女性の活躍できる環境づくり、基盤づくりをする一環であり、結婚前の旧氏のまま会社に勤める場合等に制度を活用しようというものであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第55号。付託年月日、令和元年9月4日。件名、太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年9月6日金曜日午前10時から午後2時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①預かり保育料を期日までに納入しない等、教育委員会の指示に従わないという事例はとの質疑に、平日午後2時から6時までの保育時間に迎えに来られない保護者がおり、電話の一報でもあればよいが、連絡もないという方が数人いる、たび重なり、決まりに従わない場合は取り消し

をするとの答弁があった。

②今回の法律改正により無償化が進められていくが、教育委員会として子供たちの教育環境をどのように考えているのかとの質疑に、幼稚園教育要領に基づいて学習権の保障をしていくとの答弁があった。

③預かり保育料は1人1時間200円である、しかし徴収免除の規定では毎月の利用日数掛ける450円を限度に徴収免除とあり、わかりにくいのかとの質疑に、まず減免対象者は保育の必要性が認められた世帯の園児であり、保護者が月64時間以上の勤務、病気、障害、介護が必要等の要件に該当すれば申請できる、徴収免除の例として月10日の預かり保育料が4,000円であった場合、限度額は450円掛ける10日で4,500円になる、限度額4,500円以下なのでその月の保育料は無償になる、しかし14日間の場合は6,300円になり、その月の使用料が8,000円であった場合、1,700円が個人負担となるとの答弁があった。

④保育料の納入期日が翌月10日から翌月末に変更になった理由はとの質疑に、無償化の認定をする必要があるので、当月末に保育利用時間を教育委員会が集計し、無償化対象になる世帯を特定して各幼稚園に報告し、幼稚園から保護者に通知して保育料を徴収するという手間が増えた関係で翌月末となったとの答弁があった。

⑤保育に必要と認められる判断は誰がするのかとの質疑に、教育委員会が認定するとの答弁があった。

⑥長期休業中の預かり保育は午前8時30分から午後6時までとなっているが、保護者の都合で午後7時までばかりで見てもらう場合の考え方はとの質疑に、幼稚園の預かり保育は在園者が対象である、他の園児の利用は認めていない、また他の園へ行くということは想定していないとの答弁があった。

⑦他の園を利用する場合は、そこの預かり保育の規定により保育料を支払うのかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁があった。

⑧「長期休業期間中等における傷害保険料」がこのたび削除されたが、その理由はとの質疑に、園児は日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の保険に加入しており、預かり保育になった場合もこの保険が適用になる、預かり保育の長期休業期間中等における傷害保険は実質的に存在しないということで削除したとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上であります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第45号太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 当福祉文教常任委員会でもこの内容については質問させていただいた部分と重なり、また議案第45号、議案第50号、議案第51号、議案第55号と子ども・子育て支援法の一部改正に伴う条例の改正について、全般的にわたり賛成の立場から討論をさせていただきます。

条例の改正が町に与える影響が何なのかということを改めて気づくチャンスでもございます。3歳から5歳児までの子供たちの教育環境あるいは幼児教育と、それから児童福祉の政策の双方の立場から考えるときに、今後太子町の3歳から5歳児の子供たちの環境がどうあるのかということを整備していくことも求められるところではないかというふうに考えます。無償化が伴うことから運営が行われる中で、この条例の改正のもとに管理の体制の強化と町としての主体の立場が重要になることは言うまでもありません。各都道府県あるいは市町村においても、それぞれの町長部局、知事部局あるいは教育委員会との関係性をうまく工夫しながら子育て世代における政策の展開が進められておるところでございます。兵庫県においては、認定こども園は全国の中でもトップクラスの数を今維持しておるような状況でございます。副町長も県から出向されている立場から、またアドバイスを頂戴したく、また教育長も新たに教育にかかわる大事なポストから教育長になられておるといふ立場を生かしながら、太子町の就学前の子供たちの環境の充実に大きく期待をするところでございます。

現在の厚生労働省あるいは文部科学省の担当課に直接確認をしたところ、幼稚園教育要領あるいは保育所の保育指針、双方においての中身の整合性の追求が進められておるところであり、その結果からこそ、内閣府令としてその中間の位置、双方縦割りの検討を超えての横とのつながりからの議論が進められた結果であるというふうに考えます。そういった視点からも、我が町においてもその視点を持って、今後の就学前児童たちの環境の充実が大きく図られるものと期待をする立場から賛成の討論とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第50号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第51号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第52号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第55号太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 認定第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長(藤澤元之介) 日程第9、認定第1号平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、平成30年度一般会計決算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成30年度一般会計決算委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 平成30年度一般会計決算委員会の委員会審査報告書を読み上げまして報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第1号。付託年月日、令和元年9月4日。件名、平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年9月10日火曜日午前10時から午後5時11分。令和元年9月11日水曜日午前10時から午後4時25分。令和元年9月12日木曜日午前10時から午後4時6分。

3、審査経過及び結果。

1)審査経過については、別紙のとおりでございます。

2)審査結果は、賛成全員で認定すべきものと決しました。

3) 会議録は、後日希望者に配付する。

平成30年度一般会計決算委員会・審査報告書。

1、審査に当たって。

(1) 付託案件の平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に当たっては、審査上必要な資料を事前に確認し、資料の提出を求め、慎重に審査した。

(2) 補助説明員に課長、副課長、施設長、一部の監督職の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3) 平成30年度一般会計決算委員会の中で審査した意見、指摘等については真摯に受けとめ、今後の行財政の運営にできる限り反映すること。

2、審査経過。

審査の詳しい経過等は、委員会会議録による。

行財政運営の基本姿勢として、自治体の行財政は「入をはかり、出を制する」を基本に、最少の経費で最大の効果を上げ、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めなければならない。全職員が入をはかって出を制する立場を理解し、あわせて財務規則第5条の「予算の執行及びその他財務に関する事務を処理する職員は、法令、条例、契約及びこの規則に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、歳入の確保及び歳出を適正に執行する責を負わなければならない」の遵守を徹底されたい。

本会議及び委員会の質疑を通じて、次のことを審査意見とする。

3、審査意見。

全般について。

1、在庫の管理を徹底するとともに、デッドストックとなっている物品については有効な処分方法を検討すること。

歳入について。

1、収入未済と不納欠損の抑制については一定の効果が認められるので、今後もさらに収納率向上に向けて万全を期すること。

2、国、県補助金の確保に努めるとともに、広告収入など自主財源の確保に向けて積極的に取り組むこと。

3、町税については、特別徴収や口座振替を徹底するとともに収納チャンネルを常に調査研究し、町民の利便性向上に努めること。

歳出について。

(1) 各款共通事項について。

1、全体的に支出削減に努力していることは認められるが、住民サービスの質の低下にならないように努めながら経費削減に努めること。

2、実質収支額並びに単年度収支額ともに黒字となったことは大いに評価するとともに、今後も取捨選択を見きわめながら、適切かつスピード感を持った予算執行を行うこと。

3、複式簿記の早期導入に向け研究すること。

4、健全な財政運営のために、経常収支比率に注視した財政運営を行うこと。

(2) 各款の決算について。

① 総務費。1、地域福祉基金は、高齢者福祉や子育て支援に充当できるよう検討すること。

2、ペーパーレス化は経費節減や環境に配慮した取り組みとなるため、推進すること。3、交通安全対策や防犯対策の予算確保と関係団体との連携を強化すること。

② 民生費。1、こども医療費無償化については、適正に利用されるよう啓発すること。2、子育て支援の拠点を早期に整備するとともに町内児童が等しく利用できるよう工夫すること。3、

保育士等の確保に努めるとともに指導者及び保護者が安心できる環境をつくること。4、自殺対策計画を効果のあるものにするために、行政、町民、企業を含め全町挙げて取り組むこと。5、老人クラブの活性化については、対象者のニーズを的確に把握した上で存続できるような施策を講じること。

③衛生費。1、上太田瓦礫処分場借地料は、土地評価額と比較し料金の適正化を図ること。

④労働費。1、シルバー人材センターについては、これまでの仕事データを活用し、効率のよい作業システムを構築すること。

⑤農林水産業費。1、有害鳥獣対策は、農業の問題にとどまらず、生活環境への影響の観点からも取り組むこと。2、地籍調査事業のさらなる推進を図ること。

⑥商工費。1、観光資源の掘り起こしや特産品の開発等、観光が町の産業に育つような施策を講じること。2、創業、事業継承や販売拡大等に向けて、地域産業の活性化のため、経営者の育成に努め、より有効的な施策を講じること。

⑦土木費。1、町道、生活道路及び橋梁の適正な維持管理と安全対策の事業促進を図ること。2、空き家の解消及び有効活用に向けた調査研究をより一層進めること。

⑧消防費。1、企業連携消防団の取り組みは大変評価できる。より一層充実させ消防団員の確保に努めること。

⑨教育費。1、教育費については、備品の購入費も含めて、さらなる拡充を図ること。2、小学校の英語教科化及びプログラミング教育導入に向けて、指導研修並びにＩＣＴ機器の整備を計画的に拡充を図ること。3、学校図書館の充実及び学校間格差の解消を図るとともに、学校司書の配置を検討すること。4、ふるさと文化村にある各施設の計画的かつ適正な維持管理を行い、文化的な豊かさを育む拠点として発展を期すること。

⑩予備費。1、本来の予備費の趣旨が生かされるよう適切な執行に努めること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で平成30年度一般会計決算委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

清原良典議員。

○清原良典議員 委員外委員に出席もせずにまことに申しわけないのですが、審査報告書を確認し、意見を申し上げます。

今回記載のない衛生費については、例年予算委員会においても、当然決算委員会においても、毎年審査意見が記載されております。平成29年度の決算におきましても、ごみ収集業務については競争入札を前提に、経験実績や効率性を見きわめながらコスト削減に向けた提案を行うとともに、業者育成にも努めることと意見がつけられ、その前年においても同様の意見がつけられております。揖龍衛生施設事務組合の管理者に現山本市長がなり、2年が経過し、公約どおりたつの

市においては市民が出すごみ収集業務は一般競争入札となり、太子町においても現町長がそれに向け要望を提出したり、自分の公約を守り遂行しようとしている行動に共感を覚えたりした時期もありましたが、最近ではえらくトーンダウンした現状です。誰しも自分の生活を脅かされそうになれば抵抗します。しかし、管理者側がそういう方向に向いて動いた今、トーンダウンせず、一日も早く当初の目的どおり進むべきことを意見として述べ、賛成討論とします。

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第10 認定第2号 平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第3号 平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第4号 平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第5号 平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第10、認定第2号平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第13、認定第5号平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました認定4件につきまして、委員会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第2号。付託年月日、令和元年9月4日。件名、平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきものの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年9月6日金曜日午前10時から午後2時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①歳入歳出とも減少したが単年度収支は3年ぶりの黒字になった、この要因はとの質疑に、平

成29年度から30年度に繰り越した額が主な要因であり、それを差し引いて償還金等を勘案すると単年度の実質収支額は1,974万8,540円であるとの答弁があった。

②国民健康保険特別会計は例年補正予算で減額措置がとられることもあったが、今年度は当初予算のままで補正予算がないのはとの質疑に、平成30年度から県でどれくらい要るかを計算して町の当初予算を組むが、計算が非常に的確であったので補正の必要がなかったとの答弁があった。

③町負担もその分減ったのかとの質疑に、量的には負担が減ったように見えるが、実質は変わらないとの答弁があった。

④国民健康保険税の収入率が前年に比べ0.8%減少したがその要因はとの質疑に、現年収納率は変わらないが滞納繰越分の収納率が減少したとの答弁があった。

⑤不納欠損額が昨年度はゼロだったが、今年度は発生した要因はとの質疑に、破産、無財産、外国人滞納者の海外出国、生活保護、時効であるとの答弁があった。

⑥保険者努力支援制度交付金についての評価並びに動向はとの質疑に、太子町として例えば健診などの頑張り度合いをポイント制にして、そのポイントに応じて交付金をいただくものであり、思ったより悪くなかったと実感しているとの答弁があった。

⑦一般職4名、レセプト点検嘱託職員2名、嘱託保健師1名で、昨年度より1名減になっているがとの質疑に、国民健康保険担当の保健師が嘱託職員でいつも手いっぱいな状況で、さわやか健康課の保健師の協力を得ないとできない現状であり、大変であるとの認識であるとの答弁があった。

⑧職員数も限られているので、ソフト面での変革をすることで事務の効率化も考えられるのでトータルとして考えてもらいたいとの質疑に、全庁的に部署によっては人的に不足しているところもあり職員の負担が重いことは承知している、定員管理計画があり、容易に職員を増やすことも財政面等も考えて難しい面がある、各部署の様子を見ながら、できる限り負担を軽減できるように努力していきたいとの答弁があった。

⑨国保だよりのサイズがB4で大きくなり見やすくなったが、A3サイズにすればさらに記事内容が増えたと思うが、その辺の考え方はとの質疑に、毎年7月に国保だよりを発行している、決算委員会の報告を聞いたのが9月であったので、令和元年度から大きいサイズにしたとの答弁があった。

⑩ジェネリック医薬品への対応はとの質疑に、平成30年9月診療分のジェネリック使用割合は当町国保は78.6%で、国の目標値は80%であるのであと少しである、年2回ジェネリック医薬品にかえることができるのではないかと国民健康保険団体連合会で分析し、その方に通知を行っている、また国民健康保険団体連合会ではレセプトデータ等の追跡をしているとの答弁があった。

⑪医療費抑制策として残薬対策について対象者の洗い出しを行っているとの質疑に、重複頻回受診及び重複服薬の適正化対策として、レセプト点検や国民健康保険団体連合会が作成する多受診関係帳票等により対象者を把握して保健師による指導を実施した、重複受診者は5名、頻回受診者はいなかったとの答弁があった。

⑫1人当たり医療費は幾らで、増加率は幾らかとの質疑に、平成30年度は37万6,293円であり1万6,157円、4.49%上昇したとの答弁があった。

⑬なぜ上昇したのかとの質疑に、1人当たりの医療費は県内3番目に低かったが、団塊の世代も含めた高齢化が理由であろうとの答弁があった。

⑭高額医療の実態はとの質疑に、1人当たりの最高額はゼロ歳児であり約990万円、次が約540万円、約520万円、食道がんで400万円、300万円であったとの答弁があった。

⑮出産一時金が減っているがその理由はとの質疑に、8件減少しており、少子化が原因と思っていたが、逆に出生数は12名増えている、国保が減り、共済や社会保険では増えているのではないかととの答弁があった。

⑯現年の徴収対策はとの質疑に、特に滞納者に対しては税務課と協力して差し押さえ等も実施している、14世帯562万4,670円の実績で、主に預貯金、税の還付金、不動産の差し押さえであるとの答弁があった。

⑰医療費が高額にならないための予防対策はとの質疑に、国民健康保険の観点から糖尿病性腎症重症化予防プログラムを今年度から開始している、太子町独自では、さわやか健康課と協力した検診等で地域分析を踏まえた取り組みをしているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第3号。付託年月日、令和元年9月4日。件名、平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年9月6日金曜日午前10時から午後2時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①歳入の若干減少に比べ歳出が非常に多かった、そのため実質収支も減少したがその要因はとの質疑に、歳入は昨年度、国や県からの補助金が多くあったが、今年度はいただき過ぎた分を返還、精算した金額が増加したとの答弁があった。

②不納欠損は前年よりは減少したがとの質疑に、町全体として債権の見直しを行い、昨年度に約1,500万円の不納欠損を行い整理はできたが、今年度も時効として法的にどうしても不納欠損せざるを得ない部分があったとの答弁があった。

③介護給付費財政調整交付金の調整率はとの質疑に、前年度に比べて810万5,000円の減で、調整率は0.98%、前年度1.46%なので厳しい状況であるとの答弁があった。

④1%を割り込んだ理由はとの質疑に、後期高齢者の加入割合や1号被保険者の所得状況により、基本的には5%を国からもらうものだが、それを全国的にならすために調整率が決まっている、年齢区分の算定の仕方が変更になり、2区分から3区分に変更になったため調整率が減少したとの答弁があった。

⑤令和元年度も同じ状況なのかとの質疑に、区分の変更がないので同じ状況になると考えられるとの答弁があった。

⑥保険者機能強化推進交付金とはとの質疑に、平成30年度から新設され、自立支援、重症化予防への取り組みを支援するために国の予算範囲内で交付金が支払われる、また市町の頑張りに対して交付されるものであるとの答弁があった。

⑦当町の頑張りで交付金のアップを目指す考えはとの質疑に、ケアマネジャーの質の向上、地域ケア会議の活性化、介護予防の推進等に努力しているところに国が応援するという交付金なので、介護が必要な方や介護予防を推進することによって国のそれなりの評価を受けられるのではないかととの答弁があった。

⑧担当課職員の人数の変化はないが、法律の改正等も多くある中、職員の負担はどうかとの質疑に、1号被保険者、65歳以上の増加、介護を必要とする方の増加など、介護予防や介護につい

て職員は一生懸命頑張っている、社会福祉協議会や福祉施設等の力をかりながらやっている状況であるとの答弁があった。

⑨社会保険料額データパッチ対応業務委託料とはとの質疑に、平成30年に年金からの天引きデータと実際のデータに誤りがあったので、その誤りを正すための保険料再計算処理のための委託料であるとの答弁があった。

⑩生活支援体制整備事業は地域包括支援センターを中心としてより効果的なサービス体制が整えられているのか、またケアマネジャーの自治会聞き取り調査が残っているがその取り組みをどうするのかとの質疑に、生活支援体制整備事業は、まずは一定の情報収集等があったため、また違う形でそれぞれの相談業務に力を入れながら、地域包括支援センターのさらなる運営に努めた、また高齢者の見守りや心配事を早期発見するために高齢者宅の家族状況や医療情報等を聞き取る事業を太子の郷やまほろばの里に依頼して行ったとの答弁があった。

⑪決算書から現状の課題と今後の対応の必要性はとの質疑に、今後介護を必要とする人が増加し、高いニーズが介護保険の金額面にも出てくるが、それと向き合いながら町としてやっていくことが必要である、また医療と介護の連携も充実していく必要があると実感しているとの答弁があった。

⑫介護予防教室委託料、介護予防事業委託とはとの質疑に、介護予防教室はまほろばの里、太子の郷で年間7回実施し368名が参加した、介護予防事業は社会福祉協議会に委託して、いきいき百歳体操、栄養講話、脳トレ教室や介護予防の講演会を実施しているとの答弁があった。

⑬介護予防をそれぞれ個人に合った細部にわたる住民への普及啓発が必要と考えるがとの質疑に、介護予防もいろいろあり、体を動かす体操、音楽療法、口腔に関すること等、いろんなメニューで事業を進めており、介護予防につなげたいとの答弁があった。

⑭町民の介護予防メニューの選択と介護予防事業委託先との連携を行政としてしっかりかじ取りをしてもらう必要があると考えるがとの質疑に、地域ケア会議には社会福祉士や弁護士等の専門家、町職員、社会福祉協議会、太子の郷、まほろばの里等も参加して情報共有をしながらやっているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第4号。付託年月日、令和元年9月4日。件名、平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年9月6日金曜日午前10時から午後2時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①8月に開催された兵庫県後期高齢者医療広域連合議会についての内容等とはとの質疑に、8月26日に神戸市内で開催された、債権放棄、歳入歳出決算の認定、補正予算等が原案のとおり可決された、保険料軽減特例措置が本年度から全廃されるが、それを中止して75歳以上の窓口負担を2倍にしないことを求める請願が出たが、賛成少数で不採択となった、そのほか一般質問が1名、副広域連合長、監査委員の選任同意があった、また75歳以上の方がますます増えていっているので、保険料の上昇抑制を今後どのように基金等も活用してやっていくか等の取り組みを行っているとの答弁があった。

②後期高齢者医療特別会計では歳入歳出総額及び実質収支も増加しているが、その理由はとの質疑に、高齢者の増加が大きく、特に85歳を超えると、より医療にかかられるということが原因ではないかとの答弁があった。

③後期高齢者1人当たりの医療費は幾らかとの質疑に、87万8,933円であるとの答弁があった。

④平成29年度と比較して1人当たり2万円増加しているがその動向はとの質疑に、県内では4番目に上昇率が高い、その理由として外来が減少したが入院費用がかなり増加したのが原因と分析した、病院に入院して最後ターミナルとしてその後亡くなられるケースが高くなっていると答弁があった。

⑤高年介護課やさわやか健康課等が協力して健康長寿を目指すことによって医療給付費の減少につながると思うがとの質疑に、介護と医療は別々のものとの認識であったが、国の法律改正により一体的に取り組むことになるとの答弁があった。

⑥ターミナルケアについて、医療施設、社会福祉施設等の連携、在宅での支援体制等はどのように考えているのかとの質疑に、今後病院で亡くなるというのは難しい時代を迎える、将来的には在宅医療の充実を図らねばならず、たつの市揖保郡医師会のほうでもテーマにして取り組んでいるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第5号。付託年月日、令和元年9月4日。件名、平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年9月6日金曜日午前10時から午後2時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①過去から現在に至る墓園の運営はどう変化してきたのかとの質疑に、ここ数年、墓園の使用許可数と返還数が大体同じであり、現在使用の許可を受けている数もほぼ横ばいである、核家族化で所有者が亡くなった後、墓を見ってくれる子供等が遠方のため墓を見てくれないので返還するという人が増えているとの答弁があった。

②墓園事業の課題や今後の対応はどうするのかとの質疑に、現在910件余りの使用者があり、約480件の墓所残がある、今後気持ちよく利用してもらうための環境整備や維持管理に力を入れていくとの答弁があった。

③墓園会計は歳入歳出総額が年々減少しているが、消費増税にあわせて募集キャンペーンは行ったのかとの質疑に、消費増税によるものではないが、公民館での終活講義でパンフレットを配布する等、「広報たいし」への記事掲載を含め、機会があるごとにPRを行っており、今後も続けていくとの答弁があった。

④区画面積や、1平米当たりの料金見直し等の検討は行っているのかとの質疑に、よいアイデアや方策が見つからないのが現状であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第2号平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第3号平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第4号平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第5号平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第14 認定第6号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

日程第15 認定第7号 平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第14、認定第6号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてから日程第15、認定第7号平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、認定第6号、認定第7号、続けて報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第6号。付託年月日、令和元年9月4日。件名、平成30年

度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年9月5日木曜日午前10時から午後0時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①長期前受金が多く残っており、再度資本金に振りかえたほうがよいのではとの質疑に、会計制度上のもので特に変更する予定はないとの答弁があった。

②1立方メートル当たり約131円の県営水道の料金を新聞報道では値下げすると載っていたがとの質疑に、太子町は年間51万1,000トン进行県から買っており、県が見直しを決定すれば総額で約320万円が令和2年から令和5年までの間で安くなる、令和6年以降の受水量や単価については、今年の秋から打ち合わせを進めていくとの答弁があった。

③県の料金見直しに伴い、太子町における今後の長期の水道のあり方をよく考える必要があるのではとの質疑に、自ら汲み上げ供給するよりも県営水道は結果的に高い料金となっており、現在年間約6,700万円を受水費として支払っているので、少しずつ下げて経営をよくしていきたいとの答弁があった。

④設備更新を急ピッチで行っていくと、これからお金が足りなくなるとするがとの質疑に、吉福水源地の浄水機能の廃止等の経費節減や未収金を減らすよう料金徴収に努めるが、料金改定は避けて通れないと思うとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決し、下記の付帯意見をつける。

「実質6,200万円の赤字となっているため、さらなる経営努力を行い、料金の値上げにつながる改定は安易に行わないこと。」

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第7号。付託年月日、令和元年9月4日。件名、平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年9月5日木曜日午前10時から午後0時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①経常損失が約7,400万円の赤字で、他会計からの繰り入れで何とかやりくりしている状況が今後も続くがとの質疑に、人口減少、節水機器の普及により、水道料金と同様に下水道使用料もある程度の見直しを考えていかなければならないとの答弁があった。

②皮革排水処理費用が大きな赤字になっていると思うが、それはどのくらいかとの質疑に、収益として前処理場使用料が約800万円、皮革排水特別対策費補助金が約110万円、費用として処理場費が約5,200万円、兵庫西流域汚泥処理負担金で約400万円であるので、かなりの赤字であるとの答弁があった。

③皮革産業を地場産業としてやっていくのであれば、1町だけで考えるのは無理があるのではとの質疑に、毎年1回は県副知事、姫路市、たつの市、太子町で国土交通省や総務省の関係所管に対して説明をし要望書を出している、また事業者とも定期的に面談し、受益者負担で個別浄化

を含めお願いをする等の検討も前向きに行っているとの答弁があった。

④普及率は99.9%、水洗化率は96.8%だが、未接続には不公平感があるとの声がある、その対応と未水洗化の件数はとの質疑に、接続されていない方にはいろいろな事情があるが、水洗化のお願いの通知を町からしており、これからも水洗化率を上げる努力を継続的にやっていきたい、未接続件数は352件で、この1年で24件の接続をしたとの答弁があった。

⑤前処理場に関して、経費削減のために始めた生汚泥の搬送の効果はとの質疑に、熱処理による汚泥処理施設を廃止したことで、ボイラーの燃料代やガスの測定委託料等で削減効果が得られている、今後は前処理場の存続の形態方法等も勘案し、機械、電気系の更新による無駄な投資を避けていきたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決し、下記の付帯意見をつける。

「約7,400万円の赤字（経常損失）となっているため、さらなる経営努力を行い、料金の値上げにつながる改定は安易に行わないこと。」

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第6号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第7号平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（藤澤元之介） 日程第16、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回太子町議会定例会（第481回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時31分）

~~~~~

議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る8月30日の招集以来、本日までの26日間でしたが、この間、議員各位には一般会計、特別会計の決算認定を初め、条例の改正、各会計の補正予算など、多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日の閉会に至りました。ここに議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

特に一般会計決算委員会の委員各位には、長時間にわたり精力的に御審議を賜りましたこと、御労苦に対しまして重ねて謝意を表する次第でございます。

また、町長を初め、町当局各位の議会審議に寄せられました御協力に謝意を表するとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

間もなく10月を迎え、秋の気配を感じる季節、恵風和暢となつてまいりますが、議員各位にはこの上とも健康に留意されまして、町勢発展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞でございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

## 町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和元年第4回太子町議会定例会（第481回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る8月30日に開会されました今期定例町議会におきましては、同意案件を初めとする各重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、議決いただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

さらに、御審議の中で拝聴いたしました御意見につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

木々の葉も日ごとに秋色が濃くなり、朝夕は涼しさを感じる季節を迎えました。議員各位におかれましては御健康に御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げ、定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 藤 澤 元 之 介

署名 議員 長 谷 川 正 信

署名 議員 玉 田 正 典